

レンタル約款

第1条（目的）

スマートレンダー株式会社（以下「甲」という）及びお客様（以下「乙」という）は、甲のパーソナルコンピュータ等の動産（以下「レンタル物件」という）の乙による利用に関して以下の通り契約（以下「本契約」という）を締結する。

第2条（契約の成立）

乙は、本約款に同意の上、本契約の申込書（以下「申込書」という）に必要事項を記入し、これを甲が確認及び了承した時点で本契約が成立するものとする。

第3条（レンタル期間）

本契約の有効期間は、申込書に定めるものとする。但し、期間満了の1ヶ月前までに乙からレンタル期間の延長の申込みがあった場合、乙に本契約または本約款の違反がない限り、甲は本契約と同一条件（但し、レンタル期間、レンタル料は除く）で引き続きレンタルし、以後も同様とする。

第4条（レンタル料金）

1. 乙が甲に対して支払うレンタル料金は、申込書に記載の通りとする。
2. レンタル料金は、申込書に別途記載のある場合を除き月単位で定めるものとし、本契約開始日より本契約終了月までの分について、乙は甲に対し、前項に定める翌月分のレンタル料金を前払にて申込書記載の弁済期に支払うものとする。
3. 第1項に定めるレンタル料金の支払方法は甲指定の方法によるものとし、支払条件等は申込書に記載の通りとする。
4. 乙がレンタル料金の一括年払いの方法を選択して、12ヶ月分のレンタル料金を一括支払する場合には、レンタル料金支払済みの契約期間中に中途解約、解除等により本契約が終了しても、甲は乙に対して、受領済みのレンタル料金について一切返金を行わないものとする。但し、中途解約、解除等が甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りでは無いものとする。

第5条（レンタル物件の引渡し）

レンタル物件の引渡しは、甲が乙の指定する場所に納品、設置することをもって完了するものとする。

第6条（担保責任）

甲は、乙に対し、本約款第5条に規定する引渡し時においてレンタル物件が通常有すべき性能を備えていることのみを担保し、その他については担保しない。

第7条（レンタル物件の使用保管）

1. 乙は、レンタル物件を善良な管理者の注意をもって使用、保管し、その使用、保管に関する諸費用を負担する。
2. 乙は、次の行為を行うことができない。但し、甲の書面による事前の承諾を得た場合には、この限りではない。
 - ① レンタル物件の使用借権、その他本契約に基づき発生する一切の権利を譲渡し又はレンタル物件を転貸、改造もしくは解体すること。

- ② レンタル物件を申込書記載の場所以外の場所に移動させること。
 - ③ レンタル物件に添付された甲の所有権を明示する標識等を除去、破損又は汚損すること。
 - ④ レンタル物件について質権又は譲渡担保権、その他甲のレンタル物件に対する所有権の行使を制限する一切の権利を設定すること。
3. 乙は、レンタル物件について第三者から強制執行その他法律的又は、事実的な侵害がないように保全及び管理するとともに、万が一、前記侵害の状態が生じた場合、直ちにその旨を甲に書面にて通知することとし、且つ、乙の費用と責任をもって速やかにその侵害状態を解消させるものとする。
 4. 前項の場合において、甲がレンタル物件に関する権利の保全等のために必要な措置をとった場合、乙は甲の支払った一切の費用を負担する。

第8条（レンタル物件の滅失・毀損）

1. レンタル物件が滅失、毀損、盗難、又は紛失等した場合、乙は甲に対して書面でその旨を通知し、その原因のいかんを問わず、直ちにレンタル物件の代替物の購入代金相当額又はレンタル物件の修理代金相当額を甲に支払うものとする。
2. 乙が甲に対して前項に従いレンタル物件の代替物の購入代金相当額又はレンタル物件の修理代金相当額を支払った場合には、甲は、乙に対して、レンタル物件の代替物もしくは修理済みのレンタル物件を交付するものとする。

第9条（ソフトウェアの複製等の禁止）

乙は、レンタル物件の全部または一部を構成するソフトウェア製品（以下ソフトウェアという）に関し、次の行為を行うことはできないものとする。

- ① 有償、無償を問わず、ソフトウェアを第三者に譲渡し、または第三者のために再使用权を設定すること。
- ② ソフトウェアをレンタル物件以外のものに利用すること。
- ③ ソフトウェアを複製すること。
- ④ ソフトウェアを変更または改作すること。

第10条（保険）

1. 甲は、レンタル物件に付帯する修理・交換サービスに保険を付保するものとする。
2. レンタル物件に滅失、毀損が発生した場合、乙は甲に対し、直ちにその旨を通知するとともに、甲の保険金受領手続きに必要な一切の書類を遅滞なく甲に交付するものとする。
3. 乙が前項の義務を履行し甲が保険金を受領した場合、甲は乙に対し、第8条に規定する賠償義務について、受取保険金の限度でその義務を免除するものとする。但し、乙が第2項の通知義務・交付義務を怠り、またはレンタル物件の滅失毀損について故意または重過失がある場合はこの限りではないものとする。

第11条（解約）

1. 乙は、特別な定めのない限り、本契約の期間中といえども、甲に対する書面による2ヶ月以上前の予告通知により、本契約を解約することができる。但し、本契約開始後、申込書に定める最低利用期間を経過していない場合、乙は甲に対し最低利用期間経過までの残レンタル料金を一括して支払うものとする。
2. 前項による解約により本契約が終了した場合、利用料金等の算定において1ヶ月未満の日数については、その端数を切り上げて1ヶ月とみなし日割計算は行わないものとする。

第12条（解除）

1. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合、催告その他の手続きを行うことなく本契約を解除することができる。なお、この場合においても、甲から乙に対する損害賠償の請求を妨げない。又、本契約成立後、申込書に定める最低利用期間内に乙が次の各号のいずれかに該当したことを理由とする解除について、いかなる場合においても、乙は、甲に対して、損害賠償の支払とは別に違約罰として当該レンタル物件購入代金相当額を支払うものとする。
 - ① レンタル料金、その他本契約に基づく金銭債務の支払を1回でも遅滞し、又は本契約に1つでも違反したとき。
 - ② 支払の不能もしくは支払の停止があったとき、又は振り出しもしくは引き受けた手形もしくは小切手について不渡処分を受けたとき。
 - ③ 保全処分、強制執行、公租公課の滞納処分等の申し立てを受け、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他これらに類する手続開始の申し立てがあったとき。
 - ④ 乙が反社会的勢力関係者であり、乙の業務に関連する第三者が反社会的勢力関係者であると甲が判断したとき。
 - ⑤ その他前各号に準ずる事由があると甲が認めたとき。
 - ⑥ 連帯保証人が前各号の一つにでも該当した場合において、甲が相当と認める保証人を直ちに追加しなかったとき
2. 甲は、乙がレンタル物件を複数台契約している場合で、そのうち1台でもレンタル料金、その他本契約に基づく金銭債務の支払を1回でも遅滞した場合、催告その他の手続きを行うことなく、甲乙間にて締結している全契約を解除することができるものとする。

第13条（レンタル物件の返還）

1. 本契約の満了、解除、解約その他の理由により本契約が終了した場合、乙は甲に対し、レンタル物件を原状に復したうえで、直ちにレンタル物件を甲の指定する場所に返還するものとする。なお、レンタル物件に蓄積されたデータ（電子情報）がある場合には、そのデータを消去して返還するものとし、返還を受けたレンタル物件にデータが残存する場合、残存するデータの漏洩等に起因して乙その他第三者に生じた損害に関して甲は一切責任を負わないものとする。
2. 甲は、本契約有効期間の満了後翌月15日までに本物件が返却されない場合、乙の承諾を得ることなく、レンタル物件を直ちに撤去し、甲の希望する場所に移転させることができる。この場合、乙は、甲が上記撤去及び移動等のために現実に要した費用を甲に支払うものとする。
3. 前項の場合、乙は、未払いのレンタル料金、その他本契約に基づく一切の金銭債務全額を直ちに支払い、甲になお損害があるときはこれを賠償するものとする。
4. 乙の責に帰すべき事由により、甲の前3項に規定するレンタル物件の撤去及び移動が遅延した場合、乙は、本契約終了日の翌日から甲によるレンタル物件の撤去及び移動の完了日まで、1ヶ月当たりの利用料金相当額の損害金を甲に支払うものとする。但し、上記損害金の算定において1ヶ月未満の遅延日数については、その端数を切り上げて1ヶ月とみなし日割計算は行わないものとする。

第14条（通知・報告義務）

乙又は連帯保証人が次の各号の一つにでも該当するときは、乙及び連帯保証人は連帯して、その旨を遅滞なく書面により甲に通知する義務を負うものとします。

- ① 名称又は商号を変更したとき

- ② 住所を移転したとき
- ③ 代表者を変更したとき
- ④ 事業の内容に重要な変更があったとき
- ⑤ 第13条第1項各号の事実が発生し、またはそのおそれがあるとき

第15条（支払遅延損害金）

乙は、本契約に基づく金銭債務の履行を遅延した場合、甲に対して、支払期日の翌日より完済の日まで年利14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第16条（消費税等の負担）

乙は、申込書に記載のレンタル料金、及びその他の諸費用に対する消費税を負担する。なお、消費税額が増額された場合、その増額分は乙が負担するものとする。

第17条（引渡し・返還の費用負担）

1. レンタル物件の引渡し及び返還に関わる運送費等の諸費用は、乙の負担とする。
2. 運送費等の諸費用は、甲が別途定める料金とする。
3. 運送費等の諸費用は、最初のレンタル料金の支払い時に全額支払うものとする。

第18条（連帯保証人）

1. 連帯保証人は、本契約に基づく甲の乙に対する一切の債務を保証し、乙と連帯して、債務履行の責任を負う。
2. 連帯保証人が本契約による債務の一部を弁済したときは、連帯保証人は、甲の書面による事前の承諾を得たときに限り代位権を行使できるものとする。
3. 連帯保証人は、甲がその都合によって他の保証または担保を変更もしくは解除しても、免責の主張及び損害賠償の請求をしない。

第19条（損害賠償・免責事項）

1. 乙及び連帯保証人は、本契約に基づく債務の不履行により甲に生じた一切の損害を賠償する責を負う。但し、甲の責に帰すべき事由による甲の損害についてはこの限りではない。
2. 甲は、甲の責に帰すべき事由を除き、本契約に起因して発生した、乙の利益の損失や賠償責任、第三者から乙に対しての損害賠償等、いかなる類の乙の損害に対しても責任を負わないものとする。
3. 甲は、甲の責に帰すべき事由を起因として乙に損害を与え、乙より損害賠償の請求を受けた場合、本契約の月額レンタル料1ヶ月分を保証額上限として支払に応じ、それ以外の請求には応じないものとする。

第20条（反社会勢力への対応）

1. 乙及び連帯保証人は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等と密接な関係を有する者（併せて以下「反社会的勢力関係者」という）ではなく、本契約が反社会的勢力関係者の活動を助長し、反社会的勢力関係者の運営に資することはないことを表明保証する。
2. 乙及び連帯保証人は、前項に対する違反を発見した場合、直ちに甲にその事実を報告するとともに、速やかに違反を

改善する措置を取り、甲に結果を報告するものとする。

3. 甲は、乙及び連帯保証人が第1項に違反した場合、催告その他何らの手続きを要することもなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
4. 前項の定めにより、本契約を解除したときは、甲は乙に損害が生じても、何らこれを賠償ないし補償することを要せず、甲に損害が生じたときは、乙及び連帯保証人はその損害を賠償しなければならない。

第21条（通知の効力）

本契約に関し、甲が乙又は連帯保証人に対し発した書面が、本契約記載の住所、又は第13条により通知を受けた乙又は連帯保証人の住所宛に差し出されたにもかかわらず、不着又は延着となったときは、当該書面は発信後5日をもって到達したものとみなす。

第22条（機密保持）

甲及び乙は、相手方から開示された機密事項（但し、相手方から開示を受けた時点において既に公知となっていたもの、相手方からの開示後に自己の故意又は過失によらず公知となったもの、及び相手方からの開示前に自己が正当な手段に基づいて入手したもの等は除く。）に関して、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく第三者に公開又は漏洩しないものとする。但し、法令又は官公署の命令等により秘密情報の開示を要求された場合にはこの限りではない。

第23条（個人情報の保護）

甲及び乙は、本契約に関連して、相手方から開示された個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条1項に定めるもの、以下「個人情報」という）に関して、個人情報の保護に関する法律及びその他関係法令等に則って取り扱うものとする。

第24条（甲による権利の譲渡）

甲は、乙の承諾を得ることなく、本契約に基づく権利の全部又は一部を第三者に何時でも譲渡その他の方法により処分することができるものとする。

第25条（不可抗力）

天災地変、戦争、内乱、法令制度改廃、公権力による命令処分、労働争議、交通機関の事故、その他甲の責に帰することができない事由に起因する甲の履行遅滞又は履行不能については、甲は何らの責任を負わないものとする。

第26条（管轄裁判所）

甲乙及び連帯保証人は、本契約について紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第27条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合、甲及び乙は誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

第28条（避難指示区域に関する特約）

1. レンタル物件の引渡し、設置、使用及び保管は、日本国政府が定める避難指示区域（以下「避難指示区域」という）を除く場所で行うものとする。
2. 前項に関わらず、レンタル物件の引渡し、設置、使用及び保管が避難指示区域内の場所で行われた場合、乙は、第14条第1項に基づくレンタル物件の返還を、甲が指定する避難指示区域外の場所（以下「指定返還場所」という）で行うものとする。なお、乙は、レンタル物件の指定返還場所までの移動については、乙の責任と費用負担により行うものとする。また、レンタル物件を交換する場合も同様とする。
3. 前項に基づきレンタル物件を返還する場合、乙の責任と費用負担により、表面放射線測定（β線）による放射線測定検査を実施するものとし、実施した結果及び以下の項目について、乙の当該検査に係わる責任者をして確認させ、記名、捺印のうえ書面にて甲に通知するものとする。

記

表面放射線測定検査を実施したレンタル物件名（型番及び資産番号等）

検査日・検査場所・表面放射線測定値（β線）・検査担当者氏名

検査に使用したサーベイメータ（型番）

4. 前項により測定された放射線測定値が、下記に定める基準値を超えたレンタル物件については、乙は、甲に当該レンタル物件を返還せず、別途甲の指定する金額を損害賠償として支払うものとする。なお、レンタル物件については、乙の責任と費用負担により適切に処分するものとする。

記

表面放射線 β汚染線量 基準値：4Bq/cm²以下

β汚染線量測定については、電離放射線障害防止規則（昭和四十七年九月三十日労働省令第四十一号）に準じるものとする。

5. 甲が、返還されたレンタル物件の受入時に当該レンタル物件の表面放射線測定検査を実施し、測定値が前項に定める基準値を超えた場合、甲は直ちに乙に通知し、乙は、甲の指定する金額を損害賠償として支払い、甲に損害がある場合は、これを賠償するものとする。
6. 乙は、レンタル物件の表面放射線測定検査の測定値が第4項に定める基準値を超えたレンタル物件については、第11条は当該レンタル物件に適用されないことを確認します。

第29条（特例条項）

本契約について、甲及び乙が別途書面により特約を締結した場合に限り、上記特約は本約款と一体となり、本利用約款を補完、又は修正するものとする。

【個人情報の取扱いに関する同意書】

個人情報の取扱いに関する規定は、以下のとおりです。

第1条 【個人情報の内容】

契約者または申込者（以下、総称して「甲」という。）及び連帯保証人または予定連帯保証人（以下、総称して「連帯保証人」といい、甲と連帯保証人を総称して「甲等」という。）は、本契約（本申込を含む。以下同じ。）を含むスマートレンダー株式会社（以下、「乙」という。）との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下、これらを総称して「本件個人情報」という。）を乙が保護措置を講じた上で収集・使用することに同意します。

- ① 所定の申込書に甲等が記載した甲等の（i）氏名・生年月日・性別・住所・電話番号（携帯電話番号含む）・eメールアドレス・勤務先内容・家族構成・居住状況、（ii）法人名・屋号・本店所在地・電話番号・設立年月日・資本金・事業内容・年商・取引銀行、及び（iii）代表者における（i）の情報。
- ② 本契約に関する契約情報（申込日・契約日・商品名・月額レンタル料・支払方法・振替口座等）
- ③ 本契約に関する取引情報（取引の現在の状況及び履歴その他取引の内容）
- ④ 本契約に関する甲等の支払能力を調査するためまたは支払途上における支払能力を調査するための情報（甲の資産・負債・収入・支出・本契約以外に乙と締結する契約に関する利用残高・返済状況等）
- ⑤ 本人確認のための情報（本契約に関して乙が必要と認めた場合、甲等の（i）運転免許証・パスポート・住民票の写しまたは外国人登録原票の記載事項証明書に記載された事項、（ii）商業登記簿謄本、代表者における（i）の情報）

第2条 【個人情報の使用】

甲等は、乙が以下の目的のために前条各号の本件個人情報を使用することに同意します。

- ① 与信判断のため
- ② 与信及び与信後の権利の保存・管理・変更・権利行使のため
- ③ 与信後の権利に関する債権譲渡等の処分及び担保差入れ並びにその他の取引のため
- ④ 甲等との取引及び交渉経過並びにその他の事実に関する記録のため
- ⑤ 本契約にかかる商品及びサービスの説明のため
- ⑥ 金融商品及びサービスの勧誘・提供のため
- ⑦ 乙内部における市場調査・開発・研究のため
- ⑧ 特定の金融商品・サービスの購入に際しての資格の確認のため

※なお、以上の乙の具体的な事業内容については、乙所定の方法（ホームページアドレス：<http://www.smart-l.co.jp/>）によってお知らせしております。

第3条 【個人情報の提供・使用】

甲等は、乙が以下の場合に第1条各号に定める本件個人情報を保護措置を講じた上で提供し、当該提供先が使用することに同意します。

①提供する第三者	金融機関（その関連企業を含む。）、特定目的会社、特別目的会社、信託会社（信託銀行を含む。）、債権回収会社（以下これらを総称して「※金融機関等」という。） ※金融機関等の具体的な名称については、乙ホームページをご参照ください。
第三者の使用目的	乙の資金調達・流動化その他の目的のためになされる、債権譲渡及び担保差入れその他の与信後の権利に関する取引の場合の、債権及び権利の保全・管理・変

	更・行使のため。
提供する本件個人情報	第1条各号に定める本件個人情報のうち必要な範囲。

②提供する第三者	甲等が利用する本契約対象物件の販売店（リース会社等を含む）。
第三者の使用目的	甲等に対する本契約の商品等に関するサービスの履行、紛議等の防止・調査・解決のため及び本契約の精算のため。
提供する本件個人情報	第1条①②③に定める本件個人情報のうち必要な範囲。

③提供する第三者	乙の提携先 ※乙の提携先については乙のホームページをご参照ください。
第三者の使用目的	本契約等に基づくサービスの履行、権利の行使に関して利用するため。
提供する本件個人情報	第1条①②③に定める本件個人情報のうち必要な範囲。

④提供する第三者	債権管理回収業者に関する特別措置法第1条に定める債権回収会社 ※債権管理回収会社の商号・本店所在地・電話番号等は、法務省ホームページ上に記載されている債権管理回収業者の営業を許可した株式会社一覧をご参照ください。
第三者の使用目的	金融機関等から譲り受けまたは委託を受けた債権の管理・回収を行うため、及び金融機関等から債権を譲り受けて管理・回収を行うに当たって事前に当該債権の評価・分析を行うため。
提供する本件個人情報	第1条各号に定める本件個人情報のうち必要な範囲。

第4条 【共同使用】

乙は、本件個人情報を、共同使用者との間で、以下のとおり共同使用します。

- ① 共同使用者
 - ・ 乙のプライバシーポリシー等で公表される乙の連結子会社・関連会社
 - ・ 乙のプライバシーポリシー等で公表される提携先等
- ② 本件個人情報に関する管理責任部署
スマートレンダー株式会社 審査・管理部
電話番号 03-6279-0341 ホームページ：<http://smart-l.co.jp/>
- ③ 共同使用される本件個人情報
甲等が乙に提供する本件個人情報すべて
- ④ 共同使用者の使用目的
 - ・ 共同使用者及び乙の与信判断のため
 - ・ 共同使用者の金融商品及びサービスの説明のため

第5条 【個人情報の開示・訂正・削除】

1. 甲等は、乙及び第3条で記載する提携先に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
 - ① 乙に開示を求める場合には、第9条記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必

要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、乙所定の方法によってもお知らせしております。

- ② 第3条で記載する各提携先に対して開示を求める場合には、各提供先に連絡してください。
2. 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、乙は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第6条 【センシティブ情報の取扱】

乙は (i) 甲等が同意した場合、(ii) 法令等により必要とされる場合を除き、甲等のセンシティブ情報を取得、使用しません。

第7条 【本同意条項に不同意の場合】

乙は、甲等が本契約に必要な記載事項(契約書表面で甲等が記載すべき事項)の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。

第8条 【使用・提供中止の申出】

本同意条項第2条⑥⑦⑧による同意を得た範囲内で乙が当該情報を使用・提供している場合であっても、書面により中止の申出があった場合は、申出以後の使用・提供を中止する措置をとります。

第9条 【個人情報の取り扱いに関する問合せ等の窓口】

個人情報の開示・訂正・削除についての甲等の個人情報に関するお問い合わせや、使用・提供中止、その他のご意見の申出に関しては、以下の乙までお問い合わせください。

住 所： 〒160-0023

東京都新宿区西新宿 6-21-1 アイタウンプラザ B108

スマートレンダー株式会社

電話番号：03-6279-0341

第10条 【本契約が不成立の場合】

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第2条に基づき、当該本契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間使用されますが、それ以外に使用されることはありません。

第11条 【条項の変更】

本同意条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

【レンタル物件に関する修理・交換時のご案内】

■修理・交換サービスに係る請求の手続

本サービスにおける保証の実施においては、以下の手続に従い、当社所定の申込書、および審査の過程で必要となる以下の書類を提出して頂きます。

- (1) 当社所定の修理申込書を当社サポートセンターへご返送いただきます。
 - ・この修理申込書は対象端末1台に対して1枚となっております。
- (2) サポートセンターより交換機を発送いたします。
 - ・修理依頼票をご返送いただきましたら、当社サポートセンターより対象端末と同等の交換端末をお送りいたします。
- (3) 故障した対象端末をご返送いただきます。
 - ・交換端末お届け時に当該端末をお届け時の箱に入れご返送をお願いします。

※修理はスマホドック24にて行います。最寄りの店舗へ直接持込みいただく事も可能です。

<https://www.smaphodock24.jp/>

- (4) 保険対象外の場合、お見積書を送付いたします。
 - ・故障機器到着後、故障内容を確認し保険対象外の場合、お見積書をお送りいたします。
 - ・お見積書に従った有償修理に係る契約締結がなされない場合、交換端末を回収させていただきます。

※なお、保険対象外の場合には、保証対象となる場合の端末の交換・修理費用以外の上記端末の設定費用、送料等その他当社の定める費用は、ご利用者様にご負担頂きます。

■対象端末

当社導入の端末

※対象端末の付属品（ACアダプター等）・バッテリー等の消耗品、ソフトウェア又は周辺機器等は含まれません。

■当社が利用者に対して本サービスを行う場合、対象障害

対象端末に以下のいずれかの事由が生じ、かつ、利用者が不備なく本契約第10条2項に基づく手続きを行い、保険会社が妥当と判断した場合。尚、本サービスの対象は故障等した対象端末修理費相当額又は同等に品の交換費用相当額に限定します。但し、保険対象となるのは3年間で2回までの修理、交換費用となります。また、交換の場合、乙は甲が指定する免責額（10,000円または20,000円）を支払うものとし、第10条に規定する保険の対象となる場合に限るものとします。

対象障害	設置完了後、契約期間中に発生した自然故障、水没、破損
------	----------------------------